

令和8年度 妊産婦さんの

# タクシー利用料金を補助します

妊産婦健診・出産などで医療機関へタクシーで通院する場合の運賃補助を行います。

【対象者：どちらも該当する方】

- ・妊娠28週以上の妊婦 または おおむね産後1か月までの産婦
- ・タクシーを利用した日から継続して市内に住所を有している方かつ、市税の滞納がない方  
(担当職員が収納対策課へ確認します)

【内容】

- ・自宅から市外の医療機関の往路および復路にかかるタクシー料金が対象です。
- ・1回の妊娠につきタクシー利用最大4回まで利用できます。
- ・総額4万円を上限に補助を行います。

【申請方法】

- オンラインでの申請(Logo フォーム) ※オンライン申請(Logo フォーム)はこちら↓

システムに必要事項を入力いただき申請することができます。

- 窓口での申請【子ども家庭センター(石岡保健センター内)】

下記書類をご持参いただき、申請することができます。

- ・母子健康手帳
- ・自宅から医療機関までのルートと距離がわかる書類

【補助を受ける方法】

- ① タクシーを利用する前に資格認定申請をします。
- ② 申請から約1か月後に妊婦タクシー利用補助金資格認定通知書が届きます。
- ③ 妊婦タクシー利用補助金資格認定通知書が届いたら、申請日以降でタクシーを利用します。
- ④ タクシー利用時には忘れずに領収書をもらってください。
- ⑤ 妊婦タクシー利用補助金交付申請書兼実績報告書と妊産婦タクシー利用補助金請求書を提出します。  
タクシーの領収書、医療機関の領収書等、母子健康手帳、口座番号が分かるものを持参してください。

※タクシーを利用した年度の3月31日までに提出が必要です。

※タクシーを利用しなかった際は、ご連絡ください。

【申請窓口・問合せ先】

子ども家庭センター(石岡保健センター内) 石岡市杉並二丁目1番1号

電話 0299-24-1390 受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)

